

抗議の宣伝行動

東京女子医大・夏季一時金「支給しない」



東京女子医大労組は、理事会からの「定期昇給ゼロ」「夏季一時金ゼロ」という暴挙に対し、6月29日、東京医労連の

日本医労連は、新型コロナ対策の抜本的な強化と医療・介護・福祉労働者の賃金・労働条件の改善を求め、人事院本院及び地方事務局に対する要請行動を実施。各地で手当の新設・拡充などを含め、緊急の対策を求めました。



▶東北地方協要請行動
山本陽子議長(写真左)

組合HPに職員の怒りや切実な声集まる

仲間、日本医労連からの応援も得て、抗議の早期宣伝行動を実施。教職員に「組合だより」7000枚を配布しました。東京女子医大の理事会は、6月11日の団体交渉で夏季一時金について「支給しない」と回答。新型コロナの影響による30億円の大増収収入減を挙げ「女子医大は他大学より財政的体力がない」と説明しました。女子医大の歴史や医療水準、施設の規模、さらにこの間1千億円

近い設備投資を進めていることを考えると、そんな言い訳が通用するはずがありません。理事会は、これまでも財政赤字を理由に一時金の大幅削減や18年から2年連続「定期昇給50%」を押し付けています。

組合ホームページには、教職員からの怒りや切実な声が寄せられ、組合はその声を冊子にまとめ理事会に提出。組合では、定期昇給100%実施、夏季一時金の支給を勝ち取っています。

組合員・職員の声

「説明もなしにいきなりボーナス全額カットなんて詐欺もいいところ。教職員はボランティアですか」「職員は全員協力してコロナと闘った。今もお Coronaを取り回数を上げるために病院では職員は頑張っている。職員は自分の生活ももちろんあるが病院の存続のために力を尽くしている。なぜ、病院は理解してくれないのか。職員全員が辞めても仕方ない状況である」「コロナ対応で感染リスクを負いながら働いていました。ここまで職員を大切にしないのかと驚きました。ここで長く働くとは思えない」



「組合員に入って安全で働きやすい職場をつくりましょう一人でも入れます」



プリアス勧告求め

各地で人事院要請行動

6月10日、日本医労連・全国組合協議会は、代表5名で人事院本院に対して要請行動を実施。人事院側は菊池総務課長補佐等が対応しました。

参加者は、「感染リスクと闘いながらの過酷な労働実態」「自宅に帰れず、ホテル等に宿泊している職員がいる。宿泊費の補償が必要だ」「検査体制も不十分

分な中での職場でも感染リスクを抱え負担が大きい。対象拡大を含め特殊勤務手当の改善が必要だ」と訴えました。

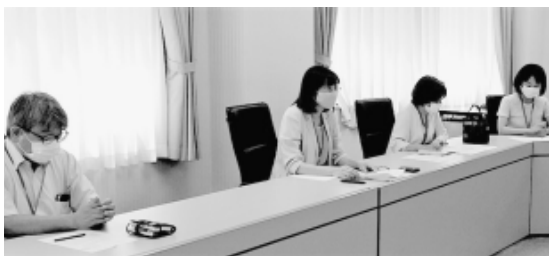
さらに、「コロナ禍で全体で4月40億、5月50億の赤字」「医療機関の経営がひっ迫する中で、民間病院では、一時金の大幅削減や定期昇給のカット等もでている」「賃下げで医療労働

者の退職が相次げない」「人事院勧告は、800万人の医療・福祉労働者の賃金に大きく影響する。コロナ禍での奮闘に報いる賃上げを」と、2020年人事院勧告でのプラス勧告を強く求め、勧告に向けた民間調査の状況についてもた

人事院は、「新型コロナ対応者の退職が相次げない」「人事院勧告は、800万人の医療・福祉労働者の賃金に大きく影響する。コロナ禍での奮闘に報いる賃上げを」と、2020年人事院勧告でのプラス勧告を強く求め、勧告に向けた民間調査の状況についてもた



◀関信地方協要請行動



▲全国組合協議会要請行動

脈路

追悼、S君

▼このような場で追悼文となつたのは、労働者として闘い抜いた医労連の仲間がいた事を皆さんにも知っていただきたかったからだ▼今年3月S君が亡くなった。享年40。突然の訃報に悲しみに打ちひしがれ、葬儀では弔事も読まされていたが、悲しき悔しきでS君の死を受け入れることができず、涙が溢れ大泣きしてしまつた。4カ月経とうとしているが、未だ悲しみの渦中にある▼S君と初めてあったのは、NEC重層偽装請負事件に彼が立ち上がったところだった。リーマンショックの煽りで非正規切りが横行する中、S君は、NEC熊本の本工場に4層にも渡る偽装請負下で働かされ、業績不振を理由に解雇された。憤りを感じたS君は仲間とともに労働組合を立ち上げ、大企業を相手に団体交渉や裁判闘争に立ち向かった。勤勉実直で、何事にも真面目から取り組む姿に誰もが感銘を受けた▼そんな彼が、病院分会の書記として働くこととなり、医労連の仲間になった。こんなうれしいことはなかった。その後結婚し、今年2月には、2人目の子どもが誕生したばかり、その矢先の訃報だった▼S君は弱い立場にある人でも誰もが安心して生活できる社会をどうやって実現していくのかいつも考えていた。私もS君の遺志を引き継ぎ、S君が目指した社会を目指して、奮闘する決意だ。

コロナ禍での 国立八雲病院 患者移送計画は延期を

機構本部 具体的な移送計画示さず 「予定通り準備は進めていく」

2015年6月、国立病院機構が、医師の確保困難を理由に、国立八雲病院を廃止し、その医療機能を北海道医療センターと函館病院に移転する基本構想を発表しました。

全医労は、重症心身障害児(者)及び、筋ジストロフィー患者を約250kmも離れた札幌と80km離れた函館に移送するという、患者の命を軽視した計画の中止・撤回、および八雲で医療を受けたいとい



全医労の大塚議長が、函館市役所で、函館市医師会代表と協議する。

う患者と、函館や札幌に転動できない職員のため後医療を残すことを求め、署名活動や地元自治体要請、国会要請、シンポジウムの開催などの運動をすすめてきました。また、患者家族も機構要請を行い、患者の命を脅かす、この無謀な移転計画を中止するよう求めてきました。

移送計画を粛々と進める機構

機構は、このようなコロナ禍においても、8月18日からのたった4日間で、約2000人の患者の長距離移送を計画通りに実施しようとしています。しかし、機能移転先である北海道医療センター、函館病院は新型コロナウイルス感染者を受け入れており、移送の対象となる患者は感染リスクが極めて高いうえに、民間病院では担うことが困難な疾病でもあ

り、万が一にも、新型コロナウイルスの感染など、許されるものではありません。機構は、感染防止対策をはじめとした具体的な患者移送計画も示さず、患者家族、地域住民からも憂慮する声が広がっており、地元自治体も患者移送計画の延期を求めています。

6月16日にはあらためて国会議員要請を行い、議員による国会質問等も実現してきました。記者会見も行い世論に訴えたところで、6月30日には、第6回目となる機構本部交渉を実施しましたが、機構が予定する移送日のひとつ月半前となった今でも、具体的な移送計画は示されませんでした。引き続き全医労は、移送計画の中止・撤回を求めるともに、少なくとも新型コロナウイルスが終息するまで患者移送計画を延期すること、函館や札幌に転動できない職員の雇用を確保すること等を求め、あらゆる手段でたたかっています。

精神部会

日本医労連精神部会は、6月15日、厚労省要請を行い、①精神医療の質の向上を図るため、精神病床の人員配置基準・診療報酬をすくなくとも一般病床と同等以上に引き上げ、人員配置の拡充を図ること、②精神保健福祉予算の抜本的な拡充を図り、国・自治体の責任で、精神疾患を持つ人の地域での生活を支える体制整備を計画的にすすめるこ

と、③患者の権利擁護、精神疾患に対する啓発をすすめること、の3点を求めました。今回は、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、本部担当者3人で要請し、厚労省からは、障害保健福祉部、医政局、保険局、老健局が対応しました。

人員配置基準については、一般病床より低いのは全く実態にあわず、全ての期間で一般病床と同等以上に引き上げるべきと求めたことにに対し、厚労省は「医療法は、最低基準を定めたものであり、基準

精神部会・病院給食対策委員会

厚労省要請

給食対策委員会

日本医労連病院給食対策委員会は、6月23日、厚労省に要請を行い、①入院給食費患者自己負担の廃止、②管理栄養士・栄養士・専門調理師・調理師・調理員の人員配置基準の新設。院外調理、委託の場合の基準の検討。人員確保のための必要な診療報酬の引き上げ。長時間労働や不払残業、偽装請負がないように指導の徹底、③特別食加算の大

幅引き上げ、嚥下食、アレルギー食の特別加算に繰入、④栄養相談室設置の基準化と財政措置の4点を求めました。また、要請項目にはありませんでしたが、コロナ禍のもとで現場で起きている実態を訴えました。

入院給食費自己負担の廃止について、厚労省は「在宅で医療を受けている人との費用負担の公平化のため。ご理解いただきたい」と回答。「公平化と言うが、実際に支払えずに食事を抜いてほしいとい

DW-Day ディーセントワークデー



6月15日、東京・渋谷で定例のディーセントワークデー宣伝行動が行われました。コロナ禍で大変な時だからこそ、「時給1500円」「最低賃金の全国一律化」を実現し、生活改善につなげていこうと道行く人々に呼びかけ、日本医労連の寺園中執をはじめ、全労連・国民春闘共闘の代表者がマイクで訴えました。

かモンかモンパン 活用しよう！

仲間をふやす人を増やそう

いまだに続く新型コロナウイルス感染拡大の影響。多くの職場で新人職員への組合説明会や歓迎会が開けず、新しい仲間を組合に迎え入れるとくくみに苦労しているのも事実です。そんな中でも「先輩たちからのお手紙作戦」や工夫をこらした取り組みの経験も生まれています。「組合を大きくするには、辞めなくてすむ職場環境・労働環境づくりとともに絶えまぬ「増やす」活動が必要です。どれだけ「組合に入って、一緒に働きたい職場をつくらう」の声をかけ

増やせるかにかかっています。「仲間をふやす人」を声をかけてくれる人をたくさん増やすことが力になります。全労連「かモンかモンパン」学んで「気楽に声かけ」

全労連は「ふやす人を増やす」ために「労働組合へかモンかモンパンフレット」を作成しました。対話することが組合員拡大につながるから、気楽に対話できるようにとの思いで作成されたものです。「組合費が高いから」「私が入っても入らなくても一緒でしょ」「どうせ辞めるから関係ない」とそんな言葉に



えるヒントも載っています。このパンフレットを合わせたりしながら活用して、「気楽に声をかける」仲間をいっぱいつくりましょう。

中央最低賃金審議会スタート

6月26日、厚労省内で第56回中央最低賃金審議会が開催され、加藤勝信厚労大臣が諮問を行いました。同時に、全労連・国民春闘共闘は、厚労省包囲要請行動を行い、30人が参加しました。

述べた上で、「コロナ感染のなかで、いまは雇用を守ることが最優先課題」「中小企業の厳しい状況を考慮して」検討するよう安倍首相から指示があったと述べました。

中央最低賃金審議会会長の藤村博之氏（法政大学大学院教授）は、「コロナの雇用への影響に配慮する必要がある。わかる資

料を出してほしい」と述べ、労働者側委員は「コロナに立ち向かうためには、コロナの生活不安に答える改定が重要で、中賃から具体的なメッセージになる」と話しました。経営者側委員は、「中小企業の厳しい状況を受け止めた議論が大切」と述べました。

全労連「最賃ニュース」より

オンライン集会開催

全労連は、「コロナ禍に克つ」「最低賃金全国一律1500円」オンライン集会を6月28日に開催。全国を中継して最賃運動を交流し、360人以上がオンラインで参加しました。

コロナ禍のなか
奮闘の

介護従事者に慰労金

新型コロナウイルスの感染拡大で、心身に負担がかかる中、強い使命感で業務に従事している介護従事者に、慰労金の給付が決定しました。(厚生労働省・老発0619第1号)。

慰労金

給付額

① 20万円

(※詳細は都道府県単位の判断になります)

利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

訪問サービス

実際に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員

その他の介護事業所・施設

実際に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が発生した日、以降に当該事業所・施設で勤務した職員(患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日)

② 5万円

①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

支援対象は

全ての介護サービス事業所

訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

多機能型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。



POINT

①全ての介護サービス事業所が対象

●利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない

※介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所

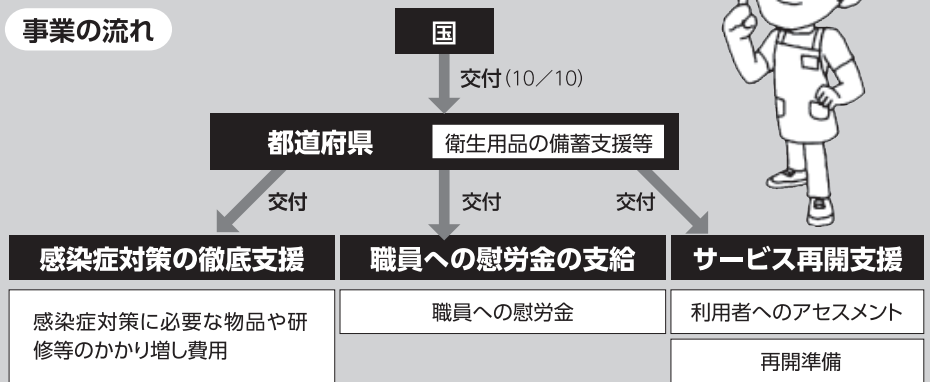
②介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者(実質勤務した日)夜勤など、日をまたいだ場合は2日でカウント
期間：※始期～令和2年6月30日

※「始期」は都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生日なかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

※「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者、業務委託者も対象)

※慰労金の給付は1人1回。

事業の流れ



「特養あずみの里業務上過失致死事件裁判」が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公判日程が2度にわたって延期されました。その間、弁護団は新たな証拠書類の準備をすすめ、弁論を再開するよう裁判官への要請を行っています。また、中央団体連絡会も「無罪を求める署名」の提出とともに弁論の再開を求めて高等裁判所に要請をしました。

緊急事態宣言が解除され、県をまたがる移動も緩和されるなかで、あずみの里裁判控訴審の次の公判日程が決まりましたのでお知らせするとともに、公判の延期に伴って取り組みを延長していただけますようお願いいたします。

特養あずみの里裁判 公判延期に

証拠を採用し、
公正な裁判をおこなえ

□次回公判期日□

2020年7月28日(火)15:00～(日本医労連の定期大会と同日)

□当日の行動日程□

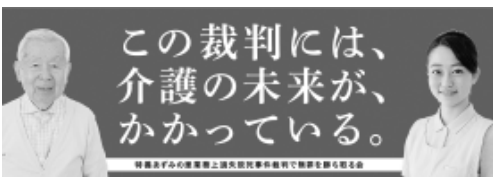
13:30～ 高裁前宣伝行動

14:00～ 傍聴券配布

15:00～ 公判開始

16:00～ 報告集会(参議院議員会館)

◆「特別養護老人ホームあずみの里裁判・控訴審で無罪を求める要請署名」(東京高裁宛)公判当日に署名も提出します。お手元の署名は、7月20日までに本部へご返送ください。



この裁判には、
介護の未来が、
かかっている。

6月15日石川県医労連は、石川県社保協として取り組んできた「医療機関・介護事業所の減収に対して新たな公的資金の導入」を求める団体署名263筆と、個人署名933筆を藤野史衆議院議員を通して厚労省に提出しました。

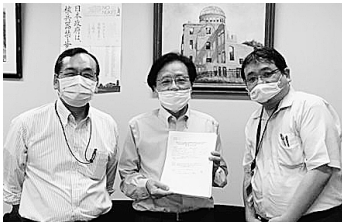
はじめ4名が対応。石川県からは、寺越社保協事務局長と嵯峨県医労連書記長、中央社保協から山口事務局長、日本医労連・内田書記次長が参加。藤野議員にも同席いただきま

した。寺腰事務局長は「医療機関、介護事業所は、生きていく上で必要不可欠な社会資源だ。そのため、公的な補助が必要。厚労省のがんばり時」、嵯峨書記長は「加盟組合の中でPCR検査のために奮闘してきた公的病院がコロナ患者を受け入れていないことで県の補正予算の対象から外れ交渉中。人動準拠の病院なのに危険手当も十分に支給されず、

はしめ4名が対応。石川県からは、寺越社保協事務局長と嵯峨県医労連書記長、中央社保協から山口事務局長、日本医労連・内田書記次長が参加。藤野議員にも同席いただきま

した。寺腰事務局長は「医療機関、介護事業所は、生きていく上で必要不可欠な社会資源だ。そのため、公的な補助が必要。厚労省のがんばり時」、嵯峨書記長は「加盟組合の中でPCR検査のために奮闘してきた公的病院がコロナ患者を受け入れていないことで県の補正予算の対象から外れ交渉中。人動準拠の病院なのに危険手当も十分に支給されず、

石川 地域医療をまもれ 厚労省に署名提出・要請



北信越選出議員を回り懇談。写真は井上哲士議員と

はしめ4名が対応。石川県からは、寺越社保協事務局長と嵯峨県医労連書記長、中央社保協から山口事務局長、日本医労連・内田書記次長が参加。藤野議員にも同席いただきま

京都 医療・介護に財政支援を — 京都府議会に請願提出 —

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されたものの、感染の終息は未だ目途が立たないまま、いまだに治療薬・ワクチンの開発は途上で、次なる感染拡大の第2波、第3波への不安もあります。こうした中で、私たち医療・介護労働者は、住民のいのちと健康を守るため、日夜分かつぬ奮闘を続けています。



請願書を提出する、京都・坂田書記長

医療機関や介護施設・介護事業所は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけて、外来患者の大幅減少や感染対応の費用増などにより、経営は悪化し、労働者の賃金や夏季一時金を引き下げる、年末一時金の引下げを示唆するなど深刻な実態となっています。

「私たちが要求してきた一部が実現」

医療・検査体制の確保②	
医療提供体制の確保と医療従事者支援	417.2億円規模
受入病院の病床等の確保と設備整備支援	
空床等の確保や設備整備(生体情報モニター、気管支ファイバー等)等を支援	
救急・周産期医療機関等の診療体制の確保	
感染防止対策や設備整備(簡易ベッド、HEPA付空気清浄機等)等を支援	
妊産婦の安心・安全の確保	
妊婦PCR検査費用の助成や感染した妊婦の保健師等による密着型支援実施	
第2波に備えた医療資材の確保	
宿泊療養体制の確保	
医療従事者支援	
国制度による慰労金の給付	
応援基金による受入病院に対する応援金の支給	

新しい検査手法の導入②

医療従事者等の抗体検査の実施	0.1億円規模
第1波の対応の検証のため、医療従事者等の抗体検査を実施	
入院医療機関の医療従事者等を対象 府立医大と連携し、検査(約1000人)を実施	
検査結果を踏まえ	
医療機関における感染防護策や疫学調査方法を再検討	
～京都府6月補正予算より～	
「看護師養成施設におけるオンライン授業、実習補完事業」新設	

医療機関や介護施設・介護事業所は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけて、外来患者の大幅減少や感染対応の費用増などにより、経営は悪化し、労働者の賃金や夏季一時金を引き下げる、年末一時金の引下げを示唆するなど深刻な実態となっています。

強化は必要不可欠だと考えています。また、京都府の6月の補正予算には、京都府議会に「財政支援を国に求める意見書」の議会請願(紹介議員は共産党府会

議員のみ)を行いました。また、京都府の6月の補正予算には、京都府議会に「財政支援を国に求める意見書」の議会請願(紹介議員は共産党府会

助け合いの 医労連共済



コロナ禍でもみんなのがんばりで 新規加入は 前期比

プラス

3月・4月

32期共済事業方針(案)

3密
さけて
説明会(個人共済・火災共済)旺盛に

助成も拡大

今年の定期大会は7月28日に書面とWebで開催します。共済関係についても、制度見直し以外の事業方針案・予算案・運営委員を承認いただき、32期も増勢めざして取り組んでいきます。提案している助成制度などについてお知らせします。

31期の新規加入の取り組みは、制度見直しの議論もあり秋の出足が遅れたところに、新型コロナウイルス感染拡大もありましたが、組合員加入は239人の増勢となりました。新型コロナ

コロナにより新歓では苦戦を強いられ、共済説明会の少人数開催や「新型コロナ入院・休業にも給付」など新人呼びかけ、3月・4月の組合員新規加入は昨年を上回る結果となりました。

32期は共済説明会の取り組みを支援するために、助成の回数を増やしました。自動車共済の見積り学習会には別途助成もしていきます。

共済説明会への助成

- ①対象
単組・支部の個人共済・火災共済説明会
- ②32期中に組織6回まで
- ③1説明会30分以上
- ④参加者に1人500円

《準備支援》
講師をした単組・支部の担当者に1学習会2000円分の記念品を進呈します。

新人加入が進んだ単組・支部では、少人数でも説明会を繰り返し

共済説明会で、共済と組合への加入を進めましょう。
組織一律はじめよう
組織一律共済は、単組・支部の組合員全員で医療共済や生命共済などに加入する制度です。31期では、組織一律共

自動車 見積り学習会に助成

年6回

この間、協議してきた全労連共済との統合協議が中止となりました。

あらためて医労連共済として加入台数を増やし、加入者の要望実現めざして取り組みます。自動車共済は、これまで見積もり・加入した組合員本人に記念品進呈を行っ

32期は、組合員本人だけでなく、自動車共済の見積り学習会を取り組んだ単組・支部に助成を行います。

見積りはとても簡単

この間の見積りキャンペーンでは、見積もりをした組合員の半数が自動車共済に加入しています。見積もりは、自動車共済パンフレットにある見積依頼書に必要事項を記入し、車検証と現行の保険証書をFAXするだけ。保険の継続時期がまだ先の組合員も含

また、個人共済・火災共済の説明会と同様に、講師をした単組・支部の担当者に準備支援として1学習会2千円分の記念品を進呈します。おおいに活用してください。

来年7月実施で提案

制度見直し

医療共済の制度見直しについては、第69回定期大会で提起し、19秋に素案をもとに意見集約を進め、今年1月の中央委員会で予備提案をしました。予備提案後は、単組・支部での周知が取り組まれ、意見も寄せて頂き、今年7月の定期大会での承認との日程を進めてきました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、職場の取り組みに困難が生じたことや、定期大会も書面とWebでの開催になることを考慮して、制度見直しの承認は来年1月の中央委

新歓にも助成

今年の秋では、新型コロナの影響で従来の取り組みが出来ないケースがあったものの、小規模の共済説明会や共済

全国交流集会は中止

毎年秋に開催している共済推進全国交流集会は中止します。医労連地方協会の開催を

医療の眼

最賃引き上げに
後ろ向きな安倍政権

最低賃金引き上げの目安を決める中央最低賃金審議会の議論が6月26日から始まった。私たちは、コロナ禍で国民の暮らしが深刻な影響を受け、長期化が危ぶまれる大変な時だからこそ、賃金の底上げのために「全国一律1500円」の最低賃金制度実現を求めている。

同時に中小企業への支援策を徹底し、大企業には応分の負担を求め、国の政策として具体的な実行を求めている。

しかし安倍政権は、「経済活動自粛の影響を考慮して審議をお願いしたい」などと、これまでの引き上げの流れを断ち切る発言に終始している。

国民や企業に自粛を要請しながら、まともな補償もせず、後手後手で不適切な感染拡大対策しかしてこなかった自らの失政の付けを、今度は労働者の最低賃金に押し寄せるなど許されることではない。

驚くほどの情勢変化

最賃の全国一律化と大幅引き上げを求める情勢は、急速に大きな変化をみせている。

日弁連(日本弁護士連合会)は2月20日、最低

今こそ全国一律最賃1500円が必要

賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度の実施を求める」意見書を国に提出した。意見書の中で日弁連は、「最低限度の生計費の必要額に、地域間で大きな差がない以上、全国一律の最低賃金制度へ移行することにも、必要なら大幅引き上げを実行することによって、全国の労働者に対し、自らの賃金で安心して生活できる権利を保障すべきである」と主張しており、私たちの主張と同様の意見を述べている。全国一律の最賃制度を求めるのは初めてである。さらに6月3日には新型コロナ感染拡大の影響を踏まえて、「低賃金労働者の生活を支えて、地域経済を活性化させるために最低賃金の引き上げと中小企業支援強化ならびに全国一律最低賃金制度の実施を求める」会長声明を発表している。

自民党の最賃一元化議連も6月11日、総会を開き、コロナ禍でも最賃を引き上げるべきとする緊急提言を確認した。提言では、「コロナ禍にあっても英国が4月から最低賃金を6・2%引き上げたことを踏まえ、最低賃金の引き上げは、最低生計費調査により導き出された全国一律の正当性や、最低生計費を満たさない現在の最賃額の低さなど、学習や宣伝を広げて組織内外で世論化させてきた私たちの運動の成果である。今まさに要求実現に大きく近づいたこの流れを、さらなる運動で前にすすめたい。」

運動の成果に確信をもって、さらに前へは、こうした情勢の変化は、最低生計費調査により導き出された全国一律の正当性や、最低生計費を満たさない現在の最賃額の低さなど、学習や宣伝を広げて組織内外で世論化させてきた私たちの運動の成果である。今まさに要求実現に大きく近づいたこの流れを、さらなる運動で前にすすめたい。

森田 進